

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第16号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年12月4日 12時30分ごろ	
発生場所	愛媛県今治港第3区波止浜 <sup>はしほま</sup> 来島中磯灯標から真方位195° 1,350m付近（概位 北緯34°06.6′ 東経132°58.2′）	
事故等調査の経過	平成21年1月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 第三くるしま丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	281-365265愛媛、有限会社くるしま	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	操縦ハンドル位置決めノックピン穴の異常摩耗 操縦ハンドル装置の歯車損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、乗客なしで今治港第3区波止浜において出港準備中、平成20年12月4日12時30分ごろ、操縦ハンドルが前後進操作したとき動かなかつたので、運休した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、操縦ハンドルの位置決めノックピン穴が経年により異常摩耗したため同ピンが脱落し、操縦ハンドル装置の歯車が、同ピンを噛み込んで損傷したものと考えられる。 船長は、操縦ハンドル装置の点検を適切に行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、操縦ハンドルの位置決めノックピンが脱落し、同装置の歯車がノックピンを噛み込んで損傷したため、本船が今治港において出港準備中、操縦ハンドルが操作不能となったことにより発生した可能性があると考えられる。	